

第109号議案

市民部が所管する公の施設に係る指定管理者の指定について

市民部が所管する公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和6年11月29日提出

豊川市長 竹本幸夫

管理を行わせる施設の名称	指定する団体	指定の期間
豊川市豊川東部地区市民館	豊川市牧野町久護28番地の4 豊川東部地区市民館運営委員会	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで